

さ情審査答申第250号
令和5年11月22日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成28年12月13日付けで貴職から受けた、「南建道路安全対策課職員が現場を巡回（点検、打合せ等）した記録。アスファルトの検査について、（高低差）検査のチェックリスト」（以下「本件対象行政情報」という。）の開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年5月19日付け建南道安第438号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分に対する審査請求は、審査請求の利益がない申立てであると認められる。

よって、本件審査請求は却下されるべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、アスファルトの検査について記述された文書の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によれば以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効

特定され開示した「土木工事施工管理基準」には、アスファルト（舗装）の検査について記述がありません。よって再度特定し開示せよ。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のように説明している。

- 1 審査請求人から、実施機関が発注した歩道環境改良工事（一般国道463号）その2は、歩行者等の通行量も多い現場であることから、アスファルト舗装に段差が生じた場合、転倒する可能性があるのではないかと指摘を受けた。その後審査請求人は、平成28年4月15日に「アスファルトの検査について、（高低差）検査のチェックリスト」（以下「アスファルトの高低差検査チェックリスト」という。）について行政情報開示請求を行った。
- 2 アスファルト舗装の高低差の管理・確認については、本市が発注する土木工事について適用される工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とした土木工事施工管理基準に基づき行われている。また受注者が土木工事施工管理基準に基づき管理した出来形や品質の成果に対して、発注者（市）は検査を行っている。
- 3 審査請求人が求めているアスファルトの高低差検査チェックリストそのものは存在しないが、当該文書に代わるものとして、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）の一般舗装工の部分（以下「土木工事施工管理基準」という。）を特定し、平成28年5月19日（建南道安第438号）に行政情報開示決定を通知した。
- 4 アスファルト舗装は、通常、表層、基層及び上層路盤、下層路盤から構成されており、土木施工管理基準ではアスファルト舗装の下層路盤工において「高さ」の規格値を、上層路盤工、基層工、表層工では「厚さ」の規格値をそれぞれ定めている。これは、アスファルト舗装の下部となる下層路盤で「高さ」の管理を行い、それより上部となる上層路盤、基層、表層は「厚さ」の管理を行うことでアスファルト舗装の高低管理を行っている。
- 5 以上から審査請求人が主張している「特定され開示した土木工事施工管理基準には、アスファルト（舗装）の検査について記述がありません。よって再度特定し開示せよ」に対して、処分庁が特定した行政情報の他に、アスファルト舗装の（高低差）検査についての行政情報は存在していないため、実施機関が行った処分は妥当である。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成28年4月15日に開示請求を行った「南建道路安全対策課職員が現場を巡回（点検、打合せ等）した記録。アスファルトの検査について、（高低差）検査のチェックリスト」である。

実施機関は、「施工プロセス」チェックリストと「土木工事施工管理基準」を特定して開示決定した。

審査請求人は、開示された「土木工事施工管理基準」にはアスファルト（舗装）の検査について記述がないので再度特定し開示せよと主張して審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

実施機関は、土木工事施工管理基準に基づき、アスファルト舗装の下部となる下層路盤で「高さ」の管理を行い、それより上部となる上層路盤、基層、表層は「厚さ」の管理を行うことでアスファルト舗装の高低管理を行っている、アスファルトの高低差のチェックリストそのものは存在しないと主張している。

当審査会で実施機関が特定した「土木工事施工管理基準」を見分したところ、アスファルト舗装工の測定項目、規格値、測定基準及び測定箇所がそれぞれ定められており、下層路盤工部分には「高さ」「厚さ」の規格値、上層路盤工、基層工、表層工部分には「厚さ」の規格値が規定されており、実施機関の主張に不自然・不合理な点は認められず、他に文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しなかった。実施機関は保有する対象行政情報の全てを開示していると認められる。本件審査請求は審査請求の利益がない請求である。

よって、審査請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条第1項に規定する「行政庁の処分（この法律に基づく処分を除く。）に不服がある者」に該当せず、本件審査請求は、不服申立の適格を欠く者の行った不適法な請求であるので、却下されるべきである。

3 以上の次第であるから、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年 12月13日	諮問の受理（諮問第444号）
②	令和 5年 7月13日	審議
③	令和 5年 10月19日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
会長	池上純一	大学教授
委員	伊藤一枝	弁護士
会長職務代理者	柴田雅幸	行政経験者
委員	塚田小百合	弁護士
委員	水口匠	弁護士

(五十音順)